

三木町告示第 49 号

三木町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第 3 号

三木町税条例等の一部を改正する条例

(三木町税条例の一部改正)

第 1 条 三木町税条例 (昭和 30 年三木町条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

(三木町介護保険条例の一部改正)

第 2 条 三木町介護保険条例 (平成 12 年三木町条例第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

(三木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 3 条 三木町後期高齢者医療に関する条例 (平成 20 年三木町条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。